

| 質問区分 | 質問 | 回答 |
|---------|--|--|
| A申請について | | |
| A1 | 中小企業基本法に定める会社の定義を教えてください。 | 会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)）を指します。 また、次の工業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。 (弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人) ※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人(会社法の会社又は有限会社以外)、有限責任事業組合(LLP)等は、中小企業基本法第2条第1項に規定する「会社」に該当しないと解されることから、中小企業者に該当しません。 |
| A2 | 中小企業者における1事業所とは、どのように考えたら良いですか。 | 本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいいます。 (1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。 (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。 すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものです。 なお、一区画であるかどうか不明な場合は、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とします。 また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則ですが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがあります。 詳細は日本標準産業分類で定義されている事業所判断に基づき、各事業者において判断してください。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000286955.pdf |
| A3 | 山梨県内で実質的に1年以上事業を実施していますが、補助金を用いて設備導入したい事業所は営業開始から1年未満です。この場合は補助対象になりますか。 | 補助対象にはなりません。設備を導入しようとする事業所においても、1年以上の事業実施をしている必要があります。1年に満たない場合は補助対象外です。 |
| A4 | 法人成りして1年未満ですが、個人事業主から法人化したものであり、実質的に1年以上の事業を行っています。事業内容や事業所も全く変わっていません。この場合は申請可能でしょうか。 | 同一事業を同一事業所で実施していることが証明できれば、補助対象となる可能性があります。 例えば、個人事業主と法人の代表が同一人物であること、個人事業主の債務や財産などを引き継いでいること等、書類上で同一であることが判断できれば、補助対象となる場合があります。 |
| A5 | 豊かさ共創スリーアップ実践企業認証を受けていませんが補助金を申請できますか | 豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の認証を受けている、又は受ける見込があることが補助対象事業者の条件となっています。そのため現段階で認証を受けていない事業者は認証を申請すれば、本補助金を申請することができます。なお、認証の申請時に送られてくるメールを添付して本補助金を申請してください。 |
| A6 | 豊かさ共創スリーアップ実践企業認証はどうすれば受けることができますか | 豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の事務局が公開されていますので、そちらをご確認いただき、豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の事務局へ申請するようにしてください。 |
| A7 | 個人事業主ですが、豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度を受ける必要がありますか。 | 個人事業主であっても雇用する従業員が居る場合は認証を受ける必要があります。個人事業主で雇用する従業員が居ない場合は、(添付様式第1-3号)豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度に関する誓約書をご提出ください。 |
| A8 | 法人成りしていますが、従業員はなく、1人で経営している場合も豊かさ共創スリーアップ実践企業認証を受ける必要がありますか | 法人で雇用する従業員が居ない場合は上記同様(添付様式第1-3号)豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度に関する誓約書をご提出ください。 |
| A9 | 省エネ設備について、例えばLED照明設備と高効率空調など、異なる設備を併せて申請することはできますか。 | 申請可能です。 |
| A10 | 要領10ページの事業所について「既に交付決定を受けたことがある事業所についても、事業区分に関わらず、申請することができる」とは、具体的にどのような場合でしょうか。 | (例1) 過去に1階部分のみLED化の交付決定を受けた場合であって、今回同一建物の2階部分をLED化をする場合。 (例2) 過去に空調設備について交付決定を受けた場合であって、今回は冷凍冷蔵設備を更新したい場合。 などが考えられます。 |
| A11 | 補助事業計画書(添付様式第1-1号)の『6事業効果』で記入する「既存設備の年間エネルギーコスト実績」及び「導入設備の年間エネルギーコスト削減見込額」の算出はどのようにしたら良いですか。 | 事業所の実態に応じて、合理的な方法で算出してください。なお、算出にあたっては、次のことを参考にしてください。 ・電気等の使用量：当該設備の稼働時間や消費電力等から算出する方法など ・電気料金等の単価：請求書等を利用し、請求額と電気等使用量から単価を算出する方法など ① 既存設備は、過去1年間の請求書に基づく単価 ② 導入設備は、直近(R8年4月など)の請求書に基づく単価 ・年間エネルギーコスト=電気等使用量×単価 ※設備の更新前後において稼働条件及び単価は統一して計算してください。 ※事業所全体の電気等使用量(請求書等の実績値)と比較し、事業所全体に対する割合が適切か確認してください。 ※審査のため、算出根拠資料の提出を求められる場合がありますので、求めに応じられるようご準備ください。 |
| A12 | 事前着手届を提出したい場合は、いつ出せばよいですか。 | 交付決定の前までに提出していただく必要があります。 交付申請書と同時に提出するか、申請書を既に提出している場合は交付決定までに事前着手届(様式第6号)を単独で提出してください。 |
| A13 | 交付決定後に、導入する設備や設置場所、台数等を変更してもよいですか。 | 申請があった設備について省エネ効果等の審査を行ったうえで交付決定しますので、交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局」へ変更の内容を連絡し、事務局の案内に従って資料を提出してください。審査によっては、変更を認めないこともあります。事業計画の細部の変更であっても確認のため事務局へ事前にご連絡ください。 |
| A14 | 導入設備の耐用年数期間(処分制限期間)はどのようにして調べることができますか。 | 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)をご参照願います。 (参考) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015 |
| A15 | 郵送ではなく、事務局や県庁への持ち込み等でも受け付け可能でしょうか。 | 郵送以外の提出は受け付けておりません。必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で提出してください。 |
| A16 | 書類に不備があった場合は、どのようになりますか。 | 提出書類に不備があった場合は、申請内容の確認及び審査ができないため、不交付の決定をすることがありますので、チェックリストを利用して書類に不備がないように提出してください。 また、補助対象設備の範囲、数量、金額等が不明確な場合は、相当額を減額した上で交付決定しますので、わかりやすいように関係資料に補助対象の範囲や数量等についてマーカーや注意書きの記入などをするとともに、提出前に書類間の数量等の整合性を確認してください。 省エネ補助金事務局等から不備連絡には期限を設けます。速やかに対応いただけない場合には不交付決定することがありますので、速やかに対応してください。 |
| A17 | 既に契約や発注が済んでいるものは申請できますか。 | 補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。ただし事前着手届(様式第6号)を提出している場合は、この限りではありません。 |
| A18 | 県税に未納がない旨の証明書はどこで取得できますか。 | 「県税(個人県民税・地方消費税を除く)に未納がない証明」の交付請求は、総合県税事務所、自動車税センター、地域県民センター総合窓口及び県庁税務課で行うことができます。 なお、交付の際に、1件につき400円の交付手数料が必要です。詳しくは、下記県税事務所ホームページを確認してください。 【納税証明書の交付手続きについて】 https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei3.html |
| A19 | 県税に未納がない旨の証明書は、原本が必須ですか。 | 原本が必要です。コピー不可です。 |

| | | |
|------------|--|---|
| A20 | 個人事業主の場合、確定申告書に税務署等の收受日付印がない場合は納税証明書は必要ですか。 | 納税証明書は不要ですが、申告時に税務署等に提出した原本と相違がない写しをご提出ください。 |
| A21 | 配置図や平面図がない場合はどうしたらよいでしょうか。 | 更新（新設）する設備の設置場所、箇所数、工事範囲など、補助事業で行う対象設備や工事範囲について、見積書等との照合ができるような図面を作成してください。 |
| A22 | 建物が登記されていないことが、法務局に行って初めて判明しました。その場合は他に何か必要提出書類はありますか。 | 不動産登記法上、原則として表題登記を申請しなければならないこととされています（登記をしない場合、罰則規定もあります）。よって、現在登記していない場合、速やかに登記する必要があります。（固定資産税を払っている、昔から登記していない、などは関係ありません。） 登記していないことが、不動産登記法上問題ない建物である場合に限り補助できる可能性があります。 司法書士や土地家屋調査士などにご相談の上、対応してください。法令上問題がないことが確認できた場合にはその旨の書類を提出してください。 |
| A23 | 事業所の土地・建物を賃貸して事業を行っていますが、賃貸借契約書を作成していません。この場合、どのようにしたらよいでしょうか。 | 賃貸借契約に変わるものを提出していただきます。記載例を掲載していますので、参考にしながら作成してください。 例）個人Aから法人Aに借りているが、法人Aの代表が個人Aで、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。 |
| A24 | 自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。 | 申請可能ですが、設備設置等承諾書（添付様式第4号）と、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第5号）を提出してください。 |
| A25 | 賃貸借契約書により、①残りの契約期間が導入設備の耐用年数より長期間であること、②申請者が貸主の承諾を得ずに設備の設置及び使用することに問題がないこと、が明らかです。この場合においても、設備設置等承諾書を用意する必要がありますか。 | 設備設置等承諾書で貸主に承諾していただく内容と同等のものが、賃貸借契約書類等で判断できる場合に限り省略可です。 （①契約期間が導入設備の耐用年数期間より長く、②貸主の承諾なく、設備に設置及び使用を認める旨の条文がある場合など） 該当事項にマーカー等していただき、その旨がわかるようにしてください。 |
| A26 | 青色申告決算書や収支内訳書は、1ページ目のみを提出すればよいですか。 | 全てのページを提出してください。損益計算書（内訳）及び貸借対照表等から事業内容、事業状況を確認します。 |
| A27 | 「事業完了」とはどういう状態なのか教えてください。 | 必要となる許認可等を受け、導入設備等を設置・検収の上、施工業者等に対して補助対象設備導入に係る経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。 |
| A28 | 設置時の費用と回収（撤去・処分）時の費用は明確に分けて記載する必要がありますか？ | 分けて記載する必要があります。工事費の中に設置工事と撤去工事が混在している場合には、工事費全体を補助対象外経費として計算しますので、ご注意ください。 |
| A29 | 対象経費と対象外経費が混在していた場合、補助金額はどうなりますか。 | 全体を補助対象外経費として計算し、交付決定します。 |
| A30 | 運搬費・諸経費・工事費一式等をそれぞれ計上する場合、各費用の内訳の記載は必要ですか。 | 計上にあたっての項目及びその積算内訳（数量及び単価）を明らかにしてください。一式〇〇円と計上されており、内容が不明瞭の場合、追加で内訳の提出を求めます。 |
| A31 | 要領にある、按分が必要となる場合とはどのような場合ですか。 | 設置工事と撤去工事が計上され、それらの工事にまとめて諸経費が計上されている場合などです。 「設置工事に係る諸経費が〇〇円、撤去工事に係る諸経費が〇〇円」と分けて計上。 分かれていない場合には、全体の諸経費を補助対象外経費として計算します。 |
| A32 | 足場費などの共通経費の按分の方法について、どのように考えたら良いですか。 | 例えば、共通経費である足場費などを15万円で1か月間組む場合において、撤去工事に10日、設置工事に20日を要する場合には、撤去工事として5万円、設置工事に10万円としてください。 |
| A33 | 申請事業所が複数ある場合、(添付様式第1-4号)と(添付様式第3号)は、事業所ごと作成しますか。 | 申請事業所が複数ある場合は、(添付様式第1-1号5以降)(添付様式第1-4号)(添付様式第1-5号)(添付様式第3号)も事業所ごとに作成してください。該当する場合は(添付様式第4号)(添付様式第5号)(様式第6号)も事業所ごとに作成してください。 (様式の「事業所の名称」の欄にそれぞれの事業所名を記載してください。) |
| A34 | 複数事業所を申請しましたが、申請内容の一部に不備書類があり、すべての事業所について交付決定を受けていない状況です。不備がない事業所の交付決定は、不備がある事業所より早い時期に交付決定となりますか。(なることがありますか。) | 不備がある事業所を除いた部分について、先に交付決定をすることはできません。 提出書類チェックリストを活用し、すべての書類に不備がないか確認した上で交付申請書の提出をお願いします。 |
| A35 | 申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。 | 故障した等の理由で稼働していない設備との入れ替えは補助対象となりません。 |
| A36 | 補助事業者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品を補助対象として申請できますか。 | 補助対象外です。 |
| A37 | 予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。 | 予備設備は申請できません。 |
| A38 | 更新前後の設備の能力増減は求められますか。 | 設備の更新前後において設備の能力は同等であることが原則ですが、設備の更新前後において設備の能力を強化、又は低減、設備数を増加、又は減少させた場合でも、最終的にエネルギーコストが削減される場合は、申請することができます。ただし、能力強化や台数増減に関する理由書を求められる場合もあります。 |
| A39 | 店舗併用住宅に省エネ設備を導入する場合は、補助対象となりますか。 | 店舗併用住宅に省エネ設備を設置する場合は、業務用としてのみ使用することが明確に確認できる場合は補助対象としますが、必ず相応の理由書を添付してください。 |
| A40 | アパート経営をしており、賃貸する部屋に設置するエアコンの更新は補助対象ですか。 | 居住用スペースで申請者が当該エアコン稼働に係る電気代を負担していない場合は、補助対象外です。 |
| A41 | 事業実施期間終了日は、工事完了日ですか。 | 工事だけでなく、工事、施工業者への支払、既存設備撤去・処分等の内、最も遅い日です。 |
| A42 | 名称に組合とついている組織であれば全てが対象ですか。 | 全てではありません。要領9ページ（注2）の(ア)から(オ)に該当する組合のみです。要領に基づき各事業者において判断をしてください。 |
| A43 | 令和8年5月11日以前に設置した設備は対象ですか。 | 令和8年3月5日以降に契約(発注)、工事、支払及び既存設備を撤去し、尚且つ申請に必要な書類が全て提出できる場合に限り事前着手届（様式第6号）提出で申請は可能です。 |
| A44 | 年間エネルギーコスト削減効果を計算したところ8千円程度しか削減になりません。削減額の申請基準はありますか。 | 削減額については制限はなく、コストが減っていれば申請は可能です。ただし削減効果も採択基準になる場合もあり、必ず交付決定になるとは言い切れません。 |
| A45 | 採用したい施工業者の見積金額が、相見積りより高かった場合はどうなりますか。 | 申請で採用する見積書は補助対象金額が低い業者です。どちらの施工業者を選択して工事を依頼するかは申請者の判断となりますが、補助金額は低い業者の見積書で計算されます。 |
| A46 | 施工業者は県内でないとダメですか。 | 県外の業者であっても県内に事業所があれば申請が可能です。また県外の事業者でなければ施工が出来ない等、特別な理由が認められる場合には県外業者でも可能ですので理由書を添付してください。なお、事業所の定義についてはA2の回答と同様です。 |
| A47 | 既存設備銘板の文字が経年劣化で読めません。また、設備に銘板がない場合や、設備の銘板が写真に収められない高所にある場合はどうしたらいいですか。 | 劣化した銘板写真で結構ですのでご提出ください。なお、既存設備の機種及び型番が特定できていない場合は、その理由を余白に記入してください。また、高所等で銘板が撮影できない場合は実績報告書の時に添付してください。 |
| A48 | 申請書の提出はファイリングして送付しますか。 | ファイリングは不要です。提出書類をチェックリスト順に並べてお送りください。その際に提出書類は全てA4サイズに整理し、A3サイズはA4に折り込んでください。 |
| A49 | 照明器具を申請したいのですが数が多く写真撮影に時間がかかります。全ての器具について写真が必要ですか。 | 銘板写真は機器ごとに1枚で構いませんが、設置写真は台数分ご提出ください。(要領34頁参照) なお、高所等の理由により申請時に銘板写真が提出出来ない場合はその旨余白に記入し、実績報告書に添付してください。 |
| A50 | 同機種の空調機を複数台申請したいのですが、銘板写真は1枚提出でよいですか。 | 空調機は同じ機種であっても、室外機、室内機共に申請台数分全ての銘板写真が必要です。なお、銘板写真は型式や製造番号等の文字が鮮明なものをご提出ください。 |
| B省エネ設備について | B1 現在はSii登録されていませんが、設備業者からは、将来的にSii登録機器となる見込みと聞いています。このような機器を申請することは可能でしょうか | 申請できません。補助対象機器は、交付申請時においてSii登録等の条件を満たしている必要があります。交付申請時点において登録されていない機器を申請することはできません。 |

| | | |
|-------------------|--|--|
| B2 | Sii登録設備の定義を教えてください。 | 本事業におけるSii登録設備は、「令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）（一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）の『指定設備』補助対象設備一覧 に記載されている設備）」のみです。 「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の『（Ⅲ）設備単位型』」など、他のSii事業に登録されている設備は補助対象となりません。 |
| B3 | 省エネ設備の補助対象設備の要件である省エネ基準（トップランナー基準）を達成していることについて、どのように確認したら良いですか。 | メーカーカタログ等に「省エネ基準達成（※）」と記載があるものや、下のようなマークがあり、省エネ基準達成率が100%以上であることがわかるものが該当します。 （※）メーカーによって表現が異なる場合があります。  |
| B4 | 冷凍冷蔵設備には、「本体のみ」とある種別の機器がありますが、本体以外の部分についてもまとめてセット型番としてSii登録されている機器があります。このような場合であっても、本体のみが対象ですか。 | Sii登録設備であれば、補助対象となります。 本体以外の部分についてもSii登録がされていることがわかる書類を提出してください。 |
| B5 | 内部に照明を設置した看板について、蛍光管からLED化するものは補助対象ですか。 | 内照式看板は補助対象外です。 |
| B6 | 照明設備について、既存の電球のみをLEDへ更新する工事は補助対象ですか。 | 補助対象外です。 電球のみの更新は、「照明設備」の更新ではなく、「消耗品」の交換と判断します。 |
| B7 | LEDテープライトは補助対象ですか。 | 補助対象外です。 |
| B8 | デスクスタンドをLED化するものは補助対象ですか。 | 建物等に設置するもので、つり下げ方、じか付け方、埋込み型及び壁付け方とするものが補助対象となります。デスクスタンドは補助対象外となります。 |
| B9 | 家庭用のエアコンを導入する場合は補助対象となりますか。 | 家庭用のエアコンを、業務の用に供する目的で使用する場合は、補助対象となります。 例えば、旅館の個室に、家庭用のエアコンを導入して、業務の用に供する場合は対象となります。 |
| B10 | 灯油を使用するボイラを使っているが、業者に相談したところ、ガスの方が省エネになると言われました。灯油からガスへの変更は補助対象ですか。 | 補助対象となります。 灯油（L）とガス（m ³ ）のエネルギー比較ができないため、設備設置業者等にエネルギー消費量のシミュレーションの作成を依頼し、エネルギーコストが削減されることがわかる資料を提出してください。 例：熱量（GJ）に換算し、同一単位で比較するなど。 |
| B11 | 冷蔵庫から冷凍庫への更新は可能ですか。 | 同一目的での更新ではないため対象外です。冷蔵庫から冷凍冷蔵庫への更新も、機能が追加されるため対象外です。 |
| B12 | 電気式空調の更新を検討していますが、現在使用している空調は冷房専用の設備であり、暖房は別にガスヒーターを使用しています。冷房だけでなく、暖房機能もある電気式空調へ更新することは可能でしょうか。 | 暖房は引き続きガスヒーターを使用する場合、暖房機能は既存のガスヒーターを活用することを明らかにした上で、冷房の電力消費量が減少することをお示しください。なお、冷房専用設備とガスヒーターを処分して、冷暖房の機能を有する電気式空調機への更新は、補助対象外となります。ただしトータルでの電気使用量が減少する場合はその限りではありません。 |
| B13 | 空調の更新について、仕様書やカタログを元に定格消費電力を比較すると、導入予定の設備は、既存設備よりも電気消費量が増加してしまいがちですが、補助対象となりますか。 | 設備設置業者等に年間電気使用量のシミュレーションの作成を依頼し、エネルギーコストが減少することがわかる資料を提出していただき、消費電力が減少すると認められれば対象となります。 |
| C再エネ設備について | | |
| C1 | 店舗併用住宅に再エネ設備（太陽光発電設備など）を導入する場合は、補助対象となりますか。 | ・店舗併用住宅に太陽光発電設備を設置する場合は、店舗部分とそれ以外の電力契約等が明確に分かれており、発電した電力を店舗部分のみ（業務用のみ）で使用する事が確認できる場合は補助対象とします。なお、申請時時点において、店舗部分とそれ以外の電力契約等が分かれていない場合であっても、補助事業実施期間中に分け、事業完了時（実績報告書）に分かれていることが書面で確認できる場合は、補助対象となります。 交付申請より前に、電力契約を分けることができるのか、必ず確認してください。 分かれていることが実績報告時に書面で確認できない場合、交付決定をしても補助金を支払いませんので、注意してください。 ・店舗併用住宅に太陽熱利用設備を設置する場合は、業務用としてのみ使用することが明確に確認できる場合は補助対象とします。 |
| C2 | 既存の太陽光発電設備に蓄電池を設置する場合、補助対象となりますか。 | 次の①、②のいずれかに該当する場合は、蓄電池の設置に係る部分だけは補助対象となります。 ①既存の太陽光発電設備が売電を行っていない場合 ②既存の太陽光発電設備が売電を行っているが、売電契約を解除し、自家消費型太陽光発電設備に切り替える場合 (補助対象範囲は蓄電池本体と設置に必要な部品等のみで、その他パワーコンディショナー等周辺機器は対象外です) |
| C3 | 既存の太陽光発電設備の更新は、どの設備まで対象となりますか。 | パネルの更新が補助対象となりますので、パワーコンディショナー等の部品のみでの更新は認められません。ただし、パネルの更新と一体でパワーコンディショナー等の他の部品を併せて更新する場合は、対象となります。 |
| C4 | 太陽光発電設備を設置するために整地が必要な場合は、どの程度まで補助対象となりますか。 | 補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。補助対象外となる例は、草刈り、そのままでは工事ができない土地の整地に係る費用、砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用、盛り土や土壌改良工事の費用、残土の処理費用などです。 |
| C5 | 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事は補助対象になりますか。 | 屋上に太陽光発電設備を設置する際の防水工事に要する費用は、架台を設置するためアンカー基礎工事を行う場合、必要最小限度の範囲（具体的には基礎の四方約50cm以内）が補助対象経費となります。なお、置き基礎架台で設置する場合は、補助対象経費となりません。 |
| C6 | 既存の太陽光発電の東京電力との契約が、春や秋の電力消費の比較的小さい時期に、東京電力に自動的に買い取ってもらえるような契約になっています。これに蓄電池を追加設置する場合、対象となりますか。 | 補助対象外です。東電との契約を解除して、逆潮流を防止する装置を備えること等、補助条件を満たすように変更契約等をするのであれば、補助対象になる可能性もあります。 |
| C7 | ポータブル型の蓄電池は補助対象ですか。 | 補助対象外です。 |
| C8 | 太陽光発電設備について、処分制限期間内において、売電することは可能ですか。 | 売電はできません。売電をする場合は、申請要領に規定する目的外使用に該当するため、承認申請の上、補助金の返還等の手続きが必要となる場合があります。 |
| C9 | 自社の敷地や屋根などのスペースを貸し、所有や管理は他社が実施する太陽光発電設備（PPA）を導入したいのですが、補助対象ですか。 | 申請者以外の者が所有者となる設備は補助対象となりません。補助対象事業所の敷地内に設置し、申請者自らが所有者となる太陽光発電設備及び蓄電池が補助対象となります。 |
| C10 | 太陽光パネルと一体型のカーポート（ソーラーカーポート）は補助対象ですか。 | 太陽光発電設備の補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。建屋、構築物、簡易建物等の取得に要する経費、設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用は補助対象外ですので、経費の内訳を明らかにしてください。 |
| C11 | 太陽光発電設備において、電気事業法第51条の2に基づく使用前自己確認の届出は、補助金交付の条件ですか。 | 電気事業法第51条の2に基づく使用前自己確認については、補助金交付の条件ではありません。ただし、条件を満たす場合には届出が必要となりますので、使用前に適切に届出をしてください。 |
| C12 | 太陽光パネルの設置について、「関係法令及び山梨県の条例・規則等を遵守」とありますが、補助金交付決定通知を受領したということは、このような手続きが完了したと認識して良いですか。 | 本補助金の交付決定通知の受領をもって、関係法令や条例等の手続きが完了したとの認識は誤りです。交付決定においては、「法令及び条例等の規定を遵守すること」を補助金の交付の条件としていますので、申請者自身が、あらかじめ関係法令及び山梨県の条例・規則等を確認し、手続きを行った上で、事業を実施してください。交付決定があった場合であっても、後日、必要な届出や許認可等がなされていないことが判明したときは、補助金は支払いません。また、法令等に基づき、設備の撤去を求められる場合があります。 |
| C13 | 関係法令及び山梨県の条例・規則等に基づく届出や許認可等を、交付申請より前に実施した場合、事前着手となりますか。 | 事前着手には当たりませんので、交付申請より前に確認し、手続きをすることは可能です。例えば、野立ての太陽光発電施設を設置する場合、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」では、設置する前に届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください(問合せ先：森林環境部地域エネルギー推進室 055-223-1503)。 https://www.pref.yamanashi.jp/kt-rinmuk/taiyoukoujouyourei.html |
| C14 | 既存カーポートの上に太陽光を新設したいが、建物登記はしていません。建物でなく土地の登記事項証明書提出でよいですか。 | 土地の登記事項証明書で申請は可能ですが、既存建築物が建築基準法等に適合するものに限ります。また、追加で別途資料提出を依頼する場合があります。 |

| | | | |
|--------------------|-----|---|--|
| | C15 | 太陽熱温水器と補助熱源設備としてボイラーを一緒に設置したいのですが、申請区分はどのようになりますか。 | 太陽熱温水器は「再エネ」区分で、ボイラーは「省エネ」区分で申請してください。見積書も「再エネ」「省エネ」で分けてください。 |
| D行政書士による申請等の代行について | D1 | 行政書士による申請等の代行をお願いしたいのですが、どうすればいいですか。 | 7次募集から、中小企業による行政書士による申請代行費用は本補助金の申請対象外となりました。別途「中小企業生産性向上補助金活用サポート事業」で支援します。 ※福祉施設・医療機関の申請については、6次募集までと同様、本補助金で申請代行費用を補助します。 |
| E実績報告書について | E1 | 除却（廃棄等）したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、除却したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。 | 申請者以外が作成した、除却したことがわかる書類を提出してください。 例として、設備設置業者が作成した当該設備の引受書や処分（廃棄）証明書、最終処分したことがわかるマニフェストなどが考えられます。 |
| | E2 | 設備を新たに計上したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、新たに計上したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。 | 新たに計上したことがわかる書類として、取得財産管理台帳を作成・管理していただきますので、取得財産管理台帳を提出してください。取得財産管理台帳の様式は、本補助金のホームページの補助金申請要領等にExcel形式で掲載してあります。 なお、法定耐用年数（処分制限期間）内において管理が必要となります。 |
| | E3 | 実績報告書に添付する納品書は、発注・契約した工事施工業者以外の者の名称で作成・発行したもので良いですか。 | 契約書や請求書記載の工事施工業者とは異なる設備業者等の名称で作成・発行した納品書は、契約、納品、請求の関係性が把握できないため、受け付けできません。発注・契約した工事施工業者の名称で作成・発行した納品書を提出してください。また、発注書や契約書等と同様に、納品書には納品した設備や工事内容を明記してください。 |
| | E4 | 支払い方法の条件はありますか。 | 交付申請者自らが、銀行振込により、施工業者へ支払いが行われる場合が対象です。なお、実績報告書提出までに全額支払ってある必要があります。 |
| | E5 | 実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合はありますか。 | 実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合、補助金をお支払いできない場合があります。また、交付決定通知に記載のある日付または補助事業を完了した日から起算して1ヶ月を経過した日付（いずれも令和9年2月10日を超える日付は不可）までに実績報告書の提出がない場合、補助金はお支払いできません。 |
| | E6 | 概算払いのスケジュールを教えてください。 | 概算払いを受けようとする日から1か月前までに、補助金概算払請求書（様式第9号）に必要な書類を添付して事務局へ提出してください。 |
| | E7 | 銀行振込による支払証明書類としてネットバンキングの振込記録を添付します。いつの段階の資料を添付しますか。 | 振込完了後の資料をご提出ください。処理日時が振込受付時の資料は無効です。 |
| | E8 | 発注書、契約書がない場合はどうしたらよいですか。 | 本事業では必ずどちらかの書面が必要となります。発注時に必ず作成してください。なお、注文請書は代替書類とはなりません。 |
| | E9 | 代金の2回分割払いは対象になりますか。またその際に請求書は2枚必要ですか。 | 事業実施期間内に全額の支払いが済んでいるのであれば対象です。請求書は2枚必要です。 |
| | E10 | 施工前の写真は申請時に提出していますが、再提出が必要ですか。 | 施工前と施工後の比較のため、申請時と同一写真を再度ご提出ください。 |